

簡易合併公告

平成 28 年 2 月 18 日

債権者各位

東京都文京区音羽二丁目 1 番 4 号
株式会社 大木
代表取締役会長兼社長 松井秀夫

当社は、平成 28 年 2 月 4 日開催の取締役会において、平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社健翔大木（本店：広島県廿日市市峠字権現 245 番地 68）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議致しました。

これにより、当社は株式会社健翔大木の権利義務を承継し、株式会社健翔大木は解散することと致しましたので、下記のとおり公告致します。

なお当社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また当社は、株式会社健翔大木の全株式を所有していますので、本合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加は致しません。

記

1. 本合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
2. 本合併当事会社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

株式会社健翔大木：平成 27 年 7 月 24 日付官報 63 頁（号外第 167 号）

以上